

## 調査研究に係るフローチャート

### 【調査研究の申請決定と申請書作成】

各作業部会において、調査研究及び発表について議案が提出された場合、その内容について審議し、承認されたのち、調査研究者は「調査研究申請書」(様式1)を作成する。

### 【申請書の提出】

調査研究責任者は、調査研究者が作成した「調査研究申請書」の内容を確認し、調査研究及び発表に関する応募開始時期の前年度中に、検討部会事務局へ提出する。(各種団体・機関から調査研究及び発表に関する依頼を受けた場合は、提出年度は制限せず、「調査研究申請書」を速やかに提出すること。)

### 【招集】

### 【書面会議】

調査研究審査委員長による、招集

調査研究審査委員長が、必要と判断した場合、書面会議を開催  
(※申請から審査結果まで少なくとも2週間を要す)

### 【審査】

調査研究審査委員会による審議

### 【審査結果】

承認する

条件付きで承認する

保留とする

承認しない

申請書提出の作業部会における再審議

### 【条件】

- 1. 倫理審査委員会へ審査を依頼
- 2. その他(特記)

「倫理審査委員会」<sup>※</sup>における審査  
※「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省)に規定

特記された条件を満たす

承認

承認しない

### 【応募・回答】

1. 公募される学会、シンポジウム等への応募
2. 調査研究の発表の依頼に対する受諾回答

### 【調査研究実施】

調査研究を実施する

### 【調査研究結果及び発表内容に関する報告】

調査研究者から調査研究責任者へ調査研究結果の報告

【承認取り消し】

第11条に規定される事実が認められた場合

調査研究責任者(当該作業部会長)から検討部会長への報告

### 【調査研究結果の発表】

学会、シンポジウム等での調査研究結果の発表

調査研究審査委員長による委員会の招集

承認取り消しに関する審査

承認継続

承認取り消し